



芦屋「九条の会」ニュース

発行責任者：片岡隆 連絡先 090-7118-2312
<http://ashiya9.web.fc2.com/>

コロナ禍での憲法改悪は許さない！

安倍首相は、憲法記念日の5月3日に、改憲団体の会合にメッセージを送り、憲法に「緊急事態条項」を設けることを強調しました。これは、すでに、自民党の「改憲4項目」において、「自衛隊明記」の次に掲げられていたことですが、コロナウィルス禍を利用して、改憲推進の突破口に使おうとしています。

そもそも、コロナ対策の遅れは、1・2月時点での水際対策の遅れ（アメリカ、中国からの入国拒否は4月3日）、迅速かつ十分な補償なきままの自粛・休業要請、きわめて不十分なPCR検査体制（10万人当たり188人。韓国は1198人）、等々、安倍政権の対応のまずさと、1980年代以来の「行革」推進により、医療・保健・福祉機能の縮小を推進してきたことに大きな要因があります。専門家会議が5月4日に述べたようなSARSやMERSのことだけではなく、国立感染症研究所の予算人員を大幅に削減した

こと、医療法改悪や統合により病床を減らし（1996年度165万床⇒2018年度155万床）、保健所を統合・削減し（1994年度847カ所⇒2019年度472カ所）、検疫体制を劣化させ、そして、基礎研究をおろそかにしてきたツケが一挙に噴き出しています。病床については、2014年度からの「地域医療構想」によりさらに大幅削減を進めています。現在のコロナ禍の苦しみは、この20～30年にわたり推進してきた効率・市場原理最優先の新自由主義政策の帰結でもあります。この点を改めねば、コロナ禍の真の終息はありません。



新型コロナ特措法に基づく緊急事態宣言が出されている今、私たちが政府に対して、「休業要請と補償はセット」や「国民（外国籍の方も含めて）一律十萬円の支給」、「児童生徒の学習権（教育を受ける権利）保障」等々を要求できるのは、日本国憲法の幸福追求権（第13条）や生存権（第25条）、財産権（第29条）や教育を受ける権利（第26条）が法的根拠にあるからです。緊急事態宣言は、憲法の土台の上で部分的権利制限をおこなうものですから、憲法の人権条項に基づき当然にその補償を求めることができます。いま、あらためて日本国憲法の値打ちを感じます。

国民の人権壊す「緊急事態条項」創設に反対

しかし、安倍首相が主張する憲法の「緊急事態条項」（国家緊急権規定）は、今の緊急事態宣言とはまったく意味が異なります。憲法の「緊急事態条項」は憲法に規定されている基本的人権を破壊し、また、権力分立（三権分立）を停止して、時の政権に全権をゆだねるものです（日本の三権分立は、すでに危うい状態ですが）。そこでは、補償なき休業命令があたりまえとなり、それに違反すれば罰則を受けることとなります。さらに、国会での審議なく、
 <裏面に続く>